

藩翰譜

和書門		八 六 三 八	九 五	二 〇
類	號	函	架	冊

内閣文庫		八 六 三 八	二 〇	五 函
和書	類	號	冊	架

内閣文庫		番號	和	8638
冊數	20	(4)
函號	155		37	



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



明治十一年購求



萬籟譜三

水師

日向勝成を右妻の妻と改め給ふ

カその婿男より先祖をそく尊ぬれは後和

天皇の御末法を右將軍由政の多由仲後胤を

中より由政の子を後胤と重家の元その

子源河を定字とすの子由政の源を定字とす八

高の源名とす人々多由政の御所武志の

口天をよつとす一人を承りて子由政を



ホ、あ、う、う、久、事、海、河、も、こ、り、氏、跡、む、し、一、故
の、指、を、い、ほ、こ、と、ま、り、く、ゆ、い、か、し、一、時、成、立、り、く、休
大、甲、成、り、う、ま、り、く、の、を、取、り、て、西、方、く、も、あ、ら、ぬ、た
諸、君、を、い、り、中、事、あ、り、り、を、城、の、方、に、く、も、い、俄、に、都、を
百、り、く、あ、ら、ひ、ま、り、く、あ、ら、し、く、一、時、科、科、と、失、く、の、り、を、是、に
こ、も、人、す、り、あ、り、の、と、い、は、は、ら、と、さ、の、い、は、ぬ、ま、り、兵、平、海、
ま、あ、ら、ぬ、と、ま、り、ぬ、と、い、ひ、く、も、あ、ら、ぬ、ま、り、ま、り、を、由、
る、千、時、細、川、初、中、う、た、利、瑞、島、信、長、が、勝、成、一、河、
す、く、せ、た、利、勝、成、勝、成、一、河、ま、り、得、ぬ、城、を、ま、り、あ、り、

二三の城と、ま、り、成、あ、り、も、ま、り、あ、ら、ぬ、て、又、ま、り、入、り、し、
ま、り、人、の、あ、ら、ぬ、一、河、の、時、の、ま、り、あ、ら、ぬ、力、と、ま、り、て、あ、ら、ぬ、
一、し、く、あ、ら、ぬ、中、の、人、の、あ、ら、ぬ、ま、り、け、く、一、し、く、ま、り、
勝、成、あ、ら、ぬ、け、く、ま、り、あ、ら、ぬ、い、は、は、と、只、二、も、ま、り、あ、ら、ぬ、
り、た、利、勝、成、の、位、名、を、ま、り、あ、ら、ぬ、と、い、は、ぬ、又、ま、り、あ、
の、場、を、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、
ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、
あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、
十、時、成、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、ま、り、あ、ら、ぬ、

元和元年五月七日の合戦にありては、
多岐守と我師にありて、
ことに軍行のことも切とありて、
の合戦ありて、
たをふるも、
ありて、
元和九年七月、
十月十七日、
は、

辛酉年
九月

ゆきおねと、
た織内友、
ち後の城と、
た織、
治元年、
寛文八年六月、
智を、
崇徳、
の二、

ち、
の

小をゆへし細くみとゆへし いぬを 山麓にゆへ
中 あはれ 山麓にゆへ
つ あはれ 山麓にゆへ
西 あはれ 山麓にゆへ
と あはれ 山麓にゆへ
年 あはれ 山麓にゆへ
新 あはれ 山麓にゆへ
の あはれ 山麓にゆへ

十月廿二日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ十九年
九月廿三日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ二十年
八月廿九日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ二十一年
七月廿二日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ二十二年
六月廿五日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ二十三年
五月廿八日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ二十四年
四月廿一日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ二十五年
三月廿四日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ二十六年
二月廿七日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ二十七年
一月三十日 河内國田中郡の地を いぬを 山麓にゆへ二十八年

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

松平 久松

因幡守 深康丸を 贈りて 久松清康を 佐藤曾治川
^{初めと云ふ} 又 旧海の内 舟を びり 尾法を 渡り 新波の 家
 移り 久松清康に 江戸 参上 道定 何れ あり 参上 多
 阿古 舟の 名を 傳へ 世に 傳へし 久松 清康の 舟を 傳へし 久松丸
 正の 舟を 傳へし 久松丸 正の 舟を 傳へし 久松丸 道定より 六代丸
 舟を 定氏一人の 舟を とり 家つ たり 参上 男あり
 一色 定氏 舟を 傳へ 一色 定氏 舟を 傳へし 久松丸 二言 二言
 左 舟を 傳へし 舟を 傳へし 舟を 傳へし 舟を 傳へし

は隆定と茂の末娘は信勝河の治九郎を娶ひ子
男子一人とのうけて妻をうけて治河殿の四母人
を侍らむ事とて御見水所殿信元の御由に
のふとむして男子三人女子二人とすこし三子を
康元因由 当勝一子をこしを分治三命康治三
命治三命定信治三 治三命永保三年三月治河殿介
川の爲とそと御見水所殿の御由に御見水所殿
所の御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に
ありおと御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に

三人の事とて御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に
らりて北年治河殿山守運五山の要事とて治河殿
勝先河内守を御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に
城守の御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に
あふ信信河内守を御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に
城守の御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に
勝先河内守を御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に
治河殿の御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に
子天正三年十二月治河殿の御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に
ありおと御見水所殿の御由に御見水所殿の御由に

らとしつうして沈川殿ちりりく勝佐と名乗る
ひびいて信えと誑ちる惣勝をたづねられた事
をもしして信えとむ人もていふ事ひんまよ
せの人もあつてもいふ事沈川殿とていふ中
うひまきさうりし
信勝年そののゆりつもの
年月とすまひのゆりつもの 高橋信元
御律字納りし松平因幡守康元とてしりし
はしめ後向は信の城をぬい
と子後向りつるひんまきさうりし 元正十八年因幡守
つうひし時中佐松平因幡守の城をぬいし
花をさうりし
高橋のゆりつものゆりつもの
つうりつものゆりつもの 元正十八年の城

奥へりしゆりつものゆりつもの
とすまひしてはしめ信の城をぬいし
二年ゆりつものゆりつもの
城の合戦よき二年ゆりつもの
因幡守の城をぬいし
手曾因幡守と名乗つて信勝の城をぬいし
元正元年ゆりつものゆりつもの
二年二月ゆりつものゆりつもの
の城をぬいし

孝良有成人して他處よりほそくを賜ふにほそくを
昌子せし一書をうりてえりし子男女の子程に
つれいそめれりしと
くりしとすむしとす

左少将重隆は深定勝々傍勝の三書に初書

深定勝々傍勝の三書に初書

深定勝々傍勝の三書に初書

深定勝々傍勝の三書に初書

深定勝々傍勝の三書に初書

深定勝々傍勝の三書に初書

らうしてかのあとのこと出はるの事とやとせそ
河の指をぬりてせさうしとて身は河を今
又け子都とてまゐる人しとてつとてはくはれり
よして折るぬるとのりもは治川殿ことし三書に
い毎上へうりてはるしとてはるしとてはるし
りれとあつてはるしとてはるしとてはるし
よ書あくるしとてはるしとてはるしとてはるし
し三書に治川の戦をちり
ふ書あくる年の二月 北條とあひりしとてはるし

徳川家康の位下より、元和十二年閏四月廿九日、

徳川家康の位下より、山崎道玄の命により

徳川の地、山崎道玄の命により

の徳川、山崎道玄の命により

の名を、山崎道玄の命により

の、山崎道玄の命により

十九年の、山崎道玄の命により

元和元年の、山崎道玄の命により

元和元年の、山崎道玄の命により

あるに、山崎道玄の命により
地つと、山崎道玄の命により
此位の子、山崎道玄の命により
めり、山崎道玄の命により
時より、山崎道玄の命により
城と、山崎道玄の命により
城と、山崎道玄の命により
口、山崎道玄の命により
の、山崎道玄の命により
の、山崎道玄の命により

久米房父の館長卒して後河をとりて其の位
より其の年位に任りて叙し賜位を以て任を免
永正年以後に任し十月十七日伊豆を松山の城
より其の明應元年二月廿一日江入を松山
号し寛文八年十月十九日八十二年を卒して
其の位を定むるの男も其の位に任し河内を
て後河を以て叙し寛文二年二月廿一日廿六
少て卒して其の位を以て叙し其の位を以て
に二宮石を以て叙し其の位に任し其の位を以て

其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て

叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て
叙し其の位を以て叙し其の位に任し其の位を以て

へさしとて言ふに記されぬ。ちか後あるは志川
三つにあらとて言ふに記されぬ。四年と記されぬ。今
あつた後あるはくちとて言ふに記されぬ。志川
三つにあらとて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川
七年十月三つにあらとて言ふに記されぬ。志川
志川とて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川

將軍あつた。志川とて言ふに記されぬ。九年はけりて志川
志川の地とて言ふに記されぬ。十年と記されぬ。志川
任し十年七月志川の地信しけり。志川
軍。御書記あり。志川とて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川

志川とて言ふに記されぬ。志川
あつたのちのあつたをよとて言ふに記されぬ。志川

山中幸信を居のよんり地のみさす付あをのりの中を
定より城を多上地分給のゆりすけ人理左の志を
考す人ありて中申を城とゆわらるり地ありて
此を居居らるる時城中に定信居を考す内府
てこの世のゆり考のよんり人らるる城を將軍
アられよんりしてこの考の考の別院の將軍
似るよんりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
しを元和五年に死すゆりゆりゆりゆりゆり
此の元和八年の 大内右七年のゆりゆりゆり
まうゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
子孫傳を定信あつた明應三年六月十八日
七代ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
よんりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

岩原忠定居を居居る定勝のゆりゆりゆり

寛永二年伊豆の由長居の城を賜 はつり居居る
定勝居居るの城

とゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり 同十二年二月にゆり

由長居の城を賜 三方一居居る
ゆりゆりゆり 寛文五年十二

月亦七日後にゆりゆり 同東の地とゆりゆり

とゆりゆり ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり 同九年

ゆりゆり 同二年六月亦ゆりゆり入居とゆりゆり

とゆりゆり 同五年六月亦ゆりゆり

七十二代ゆりゆり 同五年六月亦ゆりゆり

二宮を居居る定勝のゆりゆりゆり

孝行一曰四年父名病高しとてていふやて

勢くも中をくもて 政政の卒を以て二年をたすり

定時の子定主 時 時 時 時 時 時 時 時 定七

政をつきし、二高家社定時政をつたて日

八年後河ちてはも二高家の勝九可成とて

定七、中 定七、中 定七、中 能也中深定次は政政も定時高

まう左大臣家 政政 政政 政をつたて

の政つて、孝安二年二月亦八分三河を列をの

城と弱し 孝安十二年より河を去るも政つて 政をつたて

孝永のりれとて一説はけしめ長 孝安二年に月あり

たるは家荒しとての、後七月九日忽と世との

之勝政の政政、似たりとて、今も政政も定

好ま河つるも 七月九日定次あり、政つて、河を去るも

谷十高林たきとて、一説は、定次は、政政も

中根不答三とて、一説は、定次は、政政も

定次、中事とて、一説は、定次は、政政も

より、一説は、定次は、政政も

世とあり、一説は、定次は、政政も

とて、一説は、定次は、政政も

政政の、一説は、定次は、政政も

孝行とて、一説は、定次は、政政も

宣和元年十二月十九日の事
宣和元年十二月十九日の事
宣和元年十二月十九日の事
宣和元年十二月十九日の事
宣和元年十二月十九日の事
宣和元年十二月十九日の事
宣和元年十二月十九日の事
宣和元年十二月十九日の事
宣和元年十二月十九日の事
宣和元年十二月十九日の事

塔山

浮山寺
宣和元年七月廿八日
宣和元年七月廿八日
宣和元年七月廿八日
宣和元年七月廿八日
宣和元年七月廿八日
宣和元年七月廿八日
宣和元年七月廿八日
宣和元年七月廿八日
宣和元年七月廿八日
宣和元年七月廿八日

二万三
多



萬
三

行



